

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく監査委員の「申請に対する処分」に係る審査基準

（令和 5 年 3 月 30 日設定）

「保有個人情報の開示請求に対する処分」（第 82 条第 1 項及び第 2 項）、「保有個人情報の訂正請求に対する処分」（第 93 条第 1 項及び第 2 項）及び「保有個人情報の利用停止請求に対する処分」（第 101 条第 1 項及び第 2 項）については、福岡県知事が設定する「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準」（別紙）の規定の例による。

（参考）

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。